

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：拉致被害者等への支援 【30年度概算要求額：357百万円（前年度349百万円）】

施策概要・目的

平成26年度に改正された「拉致被害者等支援法」等に基づき、帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、その老齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行う。

施策イメージ・具体例

○拉致被害者等給付金

帰国した被害者等が1人の世帯で17万円、2人いる世帯で24万円を基本とし、以降1人増えるごとに3万円を加算し、所得により調整を行う（支給期間10年）。また、大都市居住の場合の地域間の調整や子の配偶者等への扶養加算などを行う。

○老齢給付金等の給付

帰国拉致被害者等の老齢時における良好かつ平穏な生活を保障するための老齢給付金、65歳以上で帰国した拉致被害者に65歳から帰国した時点までの国民年金相当額の特別給付金の支給、子供の国民年金保険料の追納支援等を行う。

○委託費

派遣形式による指導業務（社会適応・日本語指導、生活自立指導）や社会体験研修、地域交流事業などを被害者等が居住する地方公共団体（県・市町村）に委託する。また、日本語の不自由な高齢者を想定した生活相談といった委託事業も行う。

期待される効果

帰国された拉致被害者等の、早期の自立、生活基盤の再建、社会適応等に資するほか、高齢の帰国拉致被害者等の老後の生活を保障し帰国の促進に資することとなる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄 【30年度概算要求額：393百万円（前年度362百万円）】

施策概要・目的

○化学兵器禁止条約（平成9年4月29日発効）に基づき、中国において、旧日本軍が遺棄した化学兵器の処理事業を実施。

各地発掘・回収事業

2000(平成12)年9月、黒龍江省北安市にて発掘・回収事業を開始。現在までに中国各地から約5.8万発の遺棄化学兵器を発掘・回収。

移動式廃棄処理事業

2010(平成22)年10月、江蘇省南京市にて廃棄処理を開始。
2012(平成24)年12月、河北省石家荘市にて廃棄処理を開始。
2013(平成25)年8月、35,681発を廃棄し、南京市での事業を終了。
2014(平成26)年12月、湖北省武漢市にて廃棄処理を開始。
2015(平成27)年7月、264発を廃棄し、武漢市での事業を終了。
2017(平成29)年1月、2,567発を廃棄し、石家荘市での事業を終了。

ハルバ嶺における発掘・回収及び試験廃棄処理事業

2005(平成17)年12月、約30~40万発の遺棄化学兵器の埋設が推定される目を化学兵器禁止機関(OPCW)に報告。
2012(平成24)年11月、発掘・回収を開始。
2014(平成26)年12月、試験廃棄処理を開始し、9,015発を廃棄
(2017(平成29)年8月2日現在)。

施策イメージ・具体例

○各地発掘・回収等事業 72.8億円（64.5億円）

平成12年度から実施している中国各地（ハルバ嶺を除く）での遺棄化学兵器の発掘・回収等を引き続き実施。平成30年度は黒龍江省尚志市等で実施予定。

○移動式廃棄処理事業 36.1億円（53.1億円）

平成22年度から移動式処理設備による廃棄処理を行っており、平成24年度に2基目の同設備を導入し、廃棄処理を開始。平成30年度はハルビン市での廃棄処理を実施予定。

○ハルバ嶺事業 249.0億円（218.3億円）

推定30~40万発の遺棄化学兵器が埋設されているとされる吉林省ハルバ嶺で発掘・回収、試験廃棄処理等を実施。平成26年12月より試験廃棄処理を開始し、平成30年度も引き続き処理を予定。



期待される効果

○化学兵器禁止条約の履行。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：北方領土問題にかかる国民世論の啓発等

【30年度概算要求額：2,010百万円（前年度1,607百万円）】

施策概要・目的

- 北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）は、歴史的にみても一度も外国の領土となることがない我が国固有の領土であり、国際的諸取り決めからみても、我が国に帰属すべき領土であることは疑う余地がなく、北方領土の返還実現のためには、すそ野の広い返還運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集して、外交交渉を後押ししていくことが重要である。
- 北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島交流事業の実施を支援し、日本国民と四島在住ロシア人との相互理解を図る。

施策イメージ・具体例

- 独立行政法人北方領土問題対策協会と連携し、特に相対的に理解と関心が薄い若い世代を中心とした国民への啓発の供花・充実に努める。このため、教育関係者への働きかけを強化するとともに、イメージキャラクター「エリカちゃん」などをSNS等を通じ積極的に展開、周知し、この問題をより身近に感じていただくように努める。
- 北方四島交流事業を安全かつ着実に実施する。ビザなし交流事業については、本来の目的に資するものとなるよう引き続き検討していく。

期待される効果

- 幅広い国民世論の啓発、特に若い世代への啓発を強化することは、国民運動である北方領土返還要求運動を盛り上げていく上で、極めて重要な効果がある。
- 北方四島交流事業の着実な実施は、元島民とその家族への故郷への自由な訪問を実現させ、また、ビザなし交流事業を通して四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解を促し、北方領土問題解決の環境整備として、極めて重要な効果がある。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：総合的・戦略的な海洋政策の推進

【30年度概算要求額：6,077百万円（前年度5,210百万円）】

施策概要・目的

- 平成19年に海洋基本法が制定されて以来、海洋基本計画を策定し、総合海洋政策本部を中心に海洋政策の推進を図ってきているところ。
- 30年春を目途に策定される次期「海洋基本計画」に基づき、海洋の安全保障、海洋の産業利用の促進、海洋環境の維持・保全、海洋人材の育成等について、必要な総合調整等を行い、総合的な政策推進を図る必要がある。
- ※海洋状況把握（MDA）については、経済財政運営と改革の基本方針2017において、「海洋に関する事象を効果的に把握する体制の確立（中略）に取り組む。」とされています。また、未来投資戦略2017では、「我が国の海洋状況把握（MDA）における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備等を推進する」とされている。
- ※離島の保全等については、経済財政運営と改革の基本方針2017において、「国境離島の保全・地域社会の維持等に取り組む」とされている。

施策イメージ・具体例

企画・立案及び総合調整を行う施策例（海洋基本計画）

- 海洋資源の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- 海洋環境の保全等
- 海洋の安全の確保
- 海洋科学技術に関する研究発表の推進等
- 海洋調査の推進
- 海洋状況把握（MDA）の体制確立
※内閣府においては、「海洋状況表示システム」等における情報共有・提供に係る諸制度の課題の整理、先進的な調査・監視技術の導入等についての調査・検討を行う。
- 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- 安定的な海上輸送の確保
- EEZ等の開発推進
- 沿岸域の総合的管理
- 離島の保全等
※内閣府においては、国境離島の保全・地域社会の維持のための取組を推進するため、調査・検討及び交付金による支援等を行う。
- 海洋に関する国際的協調
- 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

期待される効果

- 30年春を目途に策定される次期「海洋基本計画」に基づき、海洋産業の振興や海洋の安全確保、EEZ等の管理、海洋状況把握等において、各省横断的な総合的・戦略的な海洋政策の前進が期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：海洋状況把握（MDA）の体制確立

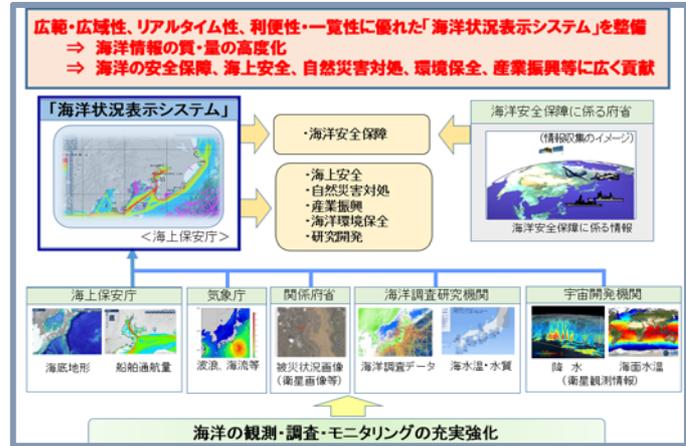
【30年度概算要求額：21百万円（前年度15百万円）】※「総合的・戦略的な海洋政策の推進」に係る予算の内数

施策概要・目的

- 海洋状況把握（MDA）は、海洋における脅威に迅速・適切に対処し、効率的な海洋政策を推進するために、海洋安全保障、海上安全、海洋環境保全等に資する海洋情報を共有することで、海洋状況を効果的・効率的に把握する取組。
- 我が国のMDA体制確立のためには、政府全体として、海洋監視・観測体制の強化や、情報共有システムの整備等に取り組む必要があり、これに関連して、情報共有・公開に係る諸制度の課題整理や、先進的な海洋調査・監視技術の導入等について調査・検討を行っていく必要がある。
- なお、MDAについては、経済財政運営と改革の基本方針2017において、「海洋に関する事象を効果的に把握する体制の確立（中略）に取り組む。」とされている。また、未来投資戦略2017では、「我が国の海洋状況把握（MDA）における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備等を推進する」とされている。

施策イメージ・具体例

○OMDAの体制確立のため、内閣府において「海洋状況表示システム」等における情報共有・提供に係る諸制度の課題の整理や、関係府省や民間からのユーザーニーズを踏まえた、先進的な調査・監視技術の導入等についての調査・検討を行う。



期待される効果

- 関係府省や民間のニーズを踏まえた、より適切な海洋情報の取得・共有体制を構築することにより、海洋安全保障や海上安全、災害対処等の様々な事態への適切かつ効果的な対応に資するとともに、政府等が所有する多様な海洋情報の海洋環境保全や海洋産業等における活用促進が期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：国境離島の保全・地域社会の維持のための取組の推進

【30年度概算要求額：5,901百万円（前年度5,047百万円）】※「総合的・戦略的な海洋政策の推進」に係る予算の内数

施策概要・目的

- 国家安全保障戦略に基づき、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国境離島における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。
- 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、有人国境離島地域が有する我が国の領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章 5. (1)外交・安全保障
②安全保障（抄）

「海洋に関する事象を効果的に把握する体制の確立や領海警備・海洋監視・海洋調査等の強化、国境離島の保全・地域社会の維持等に取り組む。」

施策イメージ・具体例

- 国境離島の保全
領海保全及び海洋権益確保の観点から、国境離島について、
 - ・不動産登記簿を確認し、相続登記未了など所有者不明と思われる土地や居住者が海外にあるなど外国人等が所有していると思われる土地など、土地所有の状況を調査する。
 - ・土地利用等の在り方について、有識者の意見も聴取しながら検討する。
- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持
 - ・関係地方公共団体が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進の取組について支援を行う。特に、観光客の誘客を図るための取組を強化する。
 - ・特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資を行う地域金融機関等に対して利子補給を行う。
 - ・関係地方公共団体等に対し、六次産業化・特産品開発や観光施策等に関し、専門家等によるアドバイス等を実施するとともに、地域横断的なプロジェクトを推進する。

期待される効果

- 国境離島の土地所有の状況把握等により、国境離島の保全の強化につながる。
- 特定有人国境離島地域の人口減の抑制、新規雇用者数の増加及び、観光客等交流人口の増加などが期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：「明治150年記念世界青年の船」事業

【30年度概算要求額：708百万円（前年度487百万円）】

施策概要・目的

- 明治150年を機に、明治期に生きた人々の拠り所となった歩みや精神を捉え、「日本の強み」を改めて認識し、現代に活かすことで、我が国の更なる発展を目指すための施策の推進が求められている。
- また、グローバル化が進展する中で、あらゆる分野で国境を越えた協力・調整・交渉が不可欠となっており、国際社会・地域社会等で、その対応を牽引・指導する次世代リーダーが求められている。
- こうした観点から、日本の強み（優れた技術・文化等）についての十分な知識の習得と、外国青年との議論を通じて日本の良さを発信できる青年を育成する。
- また、参加青年の国際的視野を広げ、各分野でリーダーシップを発揮して社会貢献を行うことができる青年を育成するとともに、国境を越えた人的ネットワークを構築する。

※「若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する」（「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定））

※「明治150年関連施策を推進する（以下略）」（「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定））

施策イメージ・具体例

- 日本青年約150人と外国青年約132人（11か国）による以下の研修を実施し、国際社会・地域社会で活躍できる次世代リーダーを育成するとともに、外国青年とのディスカッション等を通じて、あらゆる分野における「日本の強み」を世界に発信する。※参加費免除枠を拡充
- (1) 自宅研修
日本青年を対象に、eラーニングによる各テーマの専門的知識の強化を行う。
- (2) 陸上研修
合宿形式で、各テーマにおける日本の現状について、日本青年から外国青年に説明、各テーマの専門家によるセミナーの受講等を通じて、船内におけるディスカッションの実践に向けた準備等を行う。
- (3) 船上研修
ディスカッション、自主企画、文化紹介等を通じて、グローバル化に対応するために必要な訓練を行う。
- (4) 寄港地活動
岩倉使節団の足跡を辿り、中東、スリランカ、シンガポールに寄港し、訪問国政府首脳への表敬、訪問国の地元青年との意見交換等を行うとともに、新規に国内寄港地を設け、沖縄科学技術大学院大学において意見交換等を実施する。

期待される効果

- 国際社会・地域社会で活躍する次世代リーダーを育成することにより、日本のあらゆる分野において成長・発展に繋がる。
- 戦略的重要国等との関係強化及び外国青年との強い結びつきによる人的ネットワークを形成する。
- 人材育成を通じ、我が国に親近感を持つ外国青年を増やすとともに平和的・効果的な国際貢献を実現する。
- 事業後の社会貢献活動により地域・職域へ成果が還元される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：特定非営利活動法人（NPO）活動の促進

【30年度概算要求額：85百万円（前年度85百万円）】

施策概要・目的

- 特定非営利活動促進法施行後17年以上が経過する中、全国における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証数は5万を超え、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野でその活動が広がっており、多くのNPO法人が活躍している。
- また、人口減少、高齢化等が本格化し、社会的課題が複雑化・多様化する中、自助・自立を第一としつつも、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある共助社会づくりを推進することが必要であり、NPO法人はその重要な担い手である。
- 平成28年6月には、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮、NPO法人に対する貸借対照表の公告義務及び情報の積極的な公表の努力義務等が規定された（改正法は一部を除いて平成29年4月1日に施行）。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「NPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。」と明記されている。
- 上記を踏まえて、法の所管庁としての立場から、特定非営利活動促進法の適切な運用及び活力あふれる共助社会づくりの推進を図る。

施策イメージ・具体例

- **NPO法人の認証・認定制度の適切な運用推進**
円滑な法執行を進めるため、都道府県・政令市担当職員と情報交換や意見交換を行う地方ブロック会議を実施する。
- **市民活動促進に向けた調査・研究**
NPO法人等の実態把握のための調査及び民間公益活動の実態に関する調査等を実施する。
- **NPO法人の活動の積極的な情報公開の推進**
法改正によって、新たにNPO法人及び所轄庁に対し、内閣府のNPO法人情報ポータルサイトへの活動状況に関する情報掲載の努力義務が課された。
このため、NPO法人の積極的な情報公開を推進し、透明性の向上に資するよう内閣府NPOホームページの情報公開システムの機能向上に引き続き取り組む。

期待される効果

- 共助社会の担い手であるNPO法人の更なる活動の拡大やNPO法人活動の積極的な情報公開の更なる推進により、NPO法人及びNPO法人制度への信頼性向上につながることを期待される。